



企業のみなさん

ふくしまで農業にチャレンジしてみませんか？



新分野の開拓に 雇用の維持・拡大に
ふるさとの復興に

御社の農業参入・農商工連携・6次産業化をしっかりサポートします。

広大な農地

- 経営耕地面積は95,246ha(2020センサス)となっています。
- 遊休農地の面積は7,183ha(R2)で全国1位となっており、効果的な活用が望まれています。
- 遊休農地を活用し、そばやアスパラガス、飼料用作物等に活用されている事例があります。
- 市町村、農業委員会と協力し円滑な農地確保や再生活用を支援します。



多彩な農作物が栽培可能

- 福島県は多くの作物の南限と北限が重なる位置にあります。
- 冬の日照に恵まれた太平洋側気候、気温の日較差の大きい日本海側気候、冷涼な高原気候と、多様な気象条件を活かして多彩な農作物が生産されています。
- 太平洋側の浜通り地方では、恵まれた気象条件を活かして大規模な園芸施設が多数立地しています。

■主な作物作付面積の全国順位(R2)

- 1位 夏秋きゅうり
- 2位 もも さやえんどう さやいんげん 宿根かすみそう
- 3位 日本なし
- 4位 はくさい りんどう トルコギキョウ
- 5位 そば アスパラガス 夏秋ミニトマト



本県における参入事例

■事例1

株式会社エガワコントラクター（喜多方市）

○参入の経緯

建設会社である親会社は、直播栽培が注目されるようになったことを契機に大型トラクター及びレーザーレベラー等を導入し、平成19年に農作業受託事業を開始しました。

平成21年に農業生産法人を設立し、農業分野へ参入するとともに、「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」を活用して、建設業で培った農業土木の技術を生かし、約30haの遊休農地の解消に取り組みました。

○事業展開

株式会社エガワコントラクターは、「農業生産部門」「農作業受託部門」「食品開発販売部門」の3つの事業を行っています。

「遊休農地等保全対策支援事業」などを活用して解消した遊休農地で有機農業を目指し、アスパラガス(60a)やニンジン(80a)、なつはぜ(75a)等を栽培しています。

また平成24年には農林水産省より6次産業化・地産地消法の総合化事業計画認定を受け、なつはぜを使用したサイダーの開発・販売やパッケージデザインの工夫を行うなど、6次産業化の取組も強化しています。(令和元年度販売2,400本)

県内外のコミュニティーづくりにも力を入れており、農業者や異業種等との交流・連携を大切に農業経営を目指しています。



▲販売品（アスパラガス）



▲土作り作業

■事例2

株式会社福島しろはとファーム（楡葉町）

○参入の経緯

福島県(浜通り)の復興に寄与したい白ハト食品工業(株)の意向により、平成30年にグループ企業である(株)しろはとファームが楡葉町に参入しましたが、生産拠点の強化を図るため、平成31年4月に(株)福島しろはとファームが設立されました。

さつまいもの生産から販売まで一貫した6次産業化をグループで実現し、地元楡葉町を中心とした新たな産地化を目指しています。「食を通じた復興支援」を図るため、「さつまいもで楡葉を“笑顔”にするプロジェクト」を計画し、(株)福島しろはとファームは生産拠点の事業者としてさつまいもの生産に取り組んでいます。

○事業展開

平成29年楡葉町を主体に約1.5haでさつまいもの試験栽培をスタートしました。(株)福島しろはとファームとなり、令和3年度には36haに拡大、楡葉町全体では45haのさつまいも産地となりました。将来的には法人として70haまで拡大したい意向です。

新たなさつまいも産地を目指す楡葉町では、福島再生加速化交付金を活用し国内最大級の「甘藷貯蔵施設(受益面積50ha)」を整備し、支援に当たっています。



▲収穫されたサツマイモ



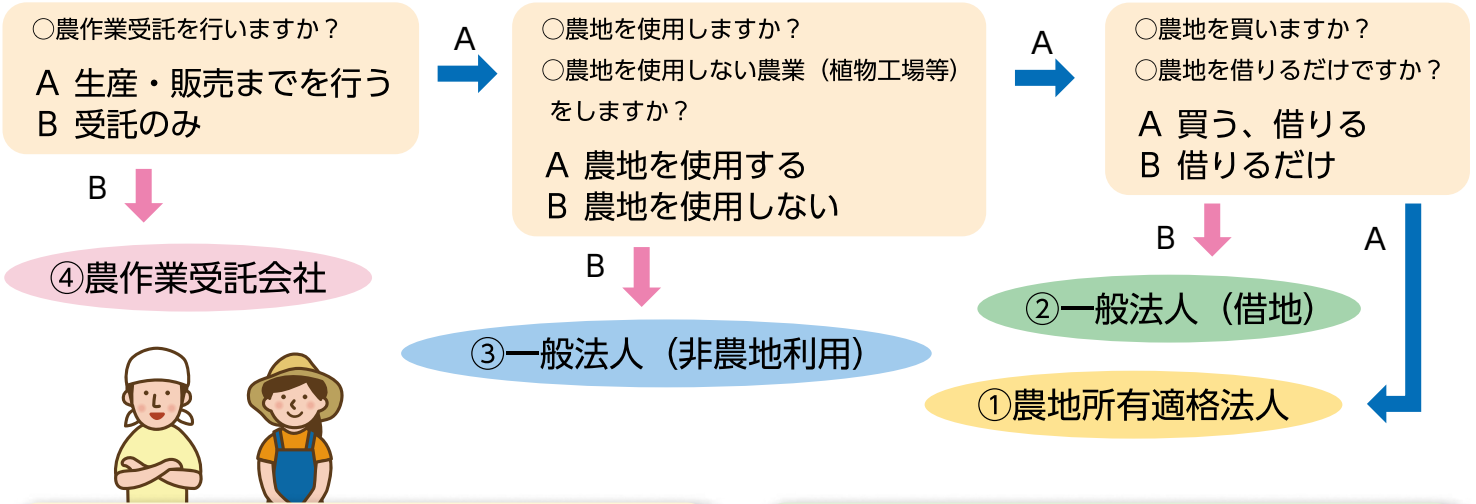
▲サツマイモの収穫（コンテナ）

農業への参入方法

平成21年12月及び平成28年4月の農地法改正により、企業や一般の法人による農業参入の方法に選択の幅が広がりました。
法律上の参入パターンは次の4つに大別されます。



企業として農業に参入したい



①農地所有適格法人

- 【形態】 別法人を設立して参入できます。
- 【特長】 農地を購入・借入できます。
- 【要件】 ・農業関連事業が売り上げの過半であること。
・農業関係者が総議決権の過半を占めること。
・役員の過半が農業常時従事者であり、構成員であること。
・役員又は重要な使用人の1人以上が農業に従事すること。

②一般法人（借地）

- 【形態】 現在の法人組織のままでも参入できます。
- 【特長】 農地を借入できます。（購入は不可）
- 【要件】 ・売上、議決権の要件はありません。
・農地貸借契約は解除条件がつきます。
・地域との適切な役割分担義務があります。
・役員1名以上が農業に常時従事すること。

③一般法人（非農地利用）

- 【形態】 現在の法人組織のままでも参入できます。
- 【特長】 非農地（山林、雑種地、工場用地等）での植物工場等
- 【要件】 ・売上、議決権、役員の要件はありません。
（施設の建設等は森林法、都市計画法等を要確認）

④農作業受託会社

- 【形態】 現在の法人組織のままでも参入できます。
- 【特長】 農家や農業法人から収穫作業等を受託
- 【要件】 ・売上、議決権、役員の要件はありません。
（農業経営とは認められず、認定農業者にはなれません）
※特定作業受託は除く（農作物の販売権を含む作業受託のこと）

認定農業者になりましょう

- 5年間の農業経営改善計画を作成した農業者を、市町村長が認定する制度です。
- 一般の法人も認定可能です。（農作業受託会社は除く）

Merit

認定のメリット

- 地域の担い手として信用が高まります。
- 認定農業者を対象とする、補助、融資制度があります。



東京電力福島第一原子力発電所事故の影響

- ①農産物出荷前に放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性を確認しています。
- ②一部の農産物で出荷制限等がありますが、作物のほとんどが放射性物質の基準値を超えていません。
- ③自主検査の体制整備にも努めています。
- ④福島県農林水産物の放射性物質モニタリング情報については、福島県ホームページで最新の情報を確認できます。

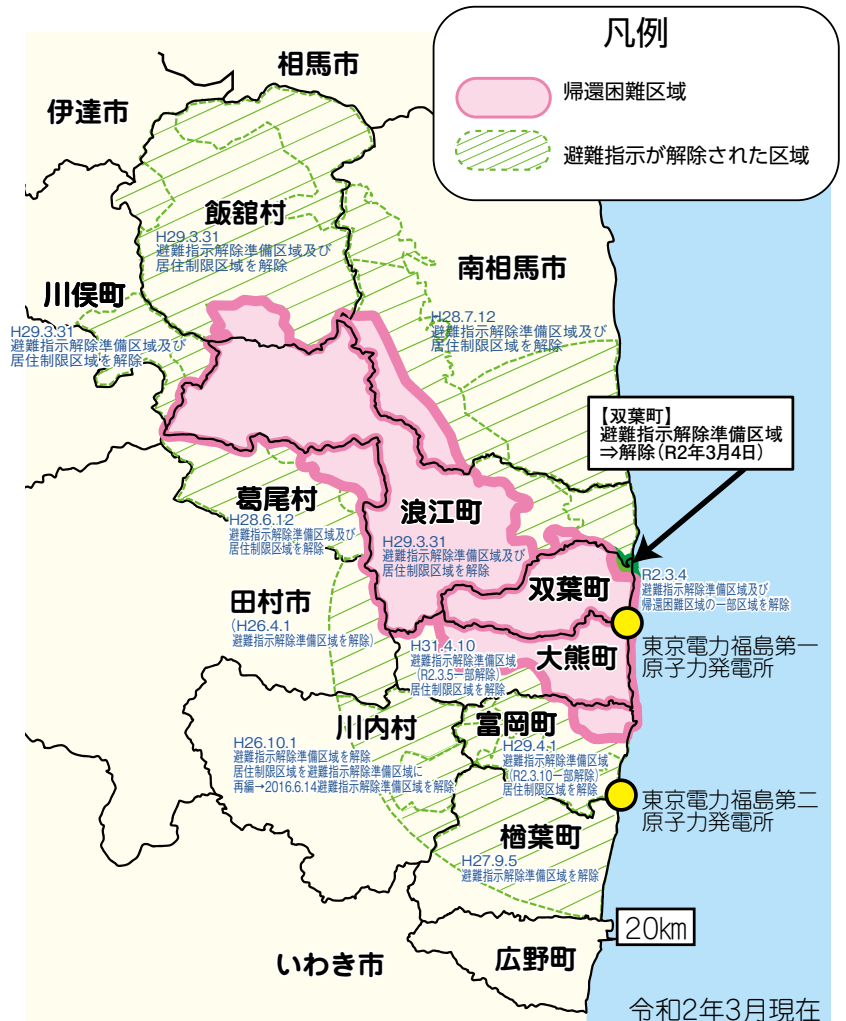
■ホームページ

福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報

<https://www.new-fukushima.jp/>

避難指示区域の概念図

令和2年3月10日時点 双葉町・大熊町・富岡町の避難指示区域の解除後



※原子力被害被災12市町村向けの支援等もごさいますので、お問い合わせください。

12市町村

- ・田村市
- ・川俣町
- ・楡葉町
- ・川内村
- ・双葉町
- ・葛尾村
- ・南相馬市
- ・広野町
- ・富岡町
- ・大熊町
- ・浪江町
- ・飯館村

着実に進む浜通り地域の復興！
企業の力を生かしてみませんか！



【福島県】 主な参入支援策(令和4年2月現在)

○融資制度

■農業近代化資金

県が融資機関に利子補給することにより経営改善に必要な施設資金等を長期かつ低利で融資します。

【貸付対象者】

5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人(経営開始後決算を2期終えていないものに限る。)で、「経営改善資金計画」について市町村の「特別融資制度推進会議」での認定を受けたもの。

【資金用途】施設・機械の取得等

【借入限度額】(農業参入法人)1億5千万円

【償還期限】資金用途に応じ7~15年以内

(うち据置期間0~7年以内)

【借入金利】0.3%(令和3年12月20日現在※)

※金融情勢により変動

【融資率】事業費の80%以内

■経営体育成強化資金(日本政策金融公庫)

【貸付対象者】同上

※農業近代化資金では対応が困難な場合に限りです。

○農業保険(福島県農業共済組合)

■農業共済制度

農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する制度です。

農作物共済(水稻・麦)、果樹共済(りんご、ぶどう、なし、もも、かき)、園芸施設共済などがあります。

■収入保険制度

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する制度です。

加入申請時に青色申告(農業所得)の実績が1年分あれば加入できます。

※一部を除き、収入保険制度と農業共済制度やナラシ対策などの類似制度は同時利用できません。

○遊休農地の再生を支援する事業

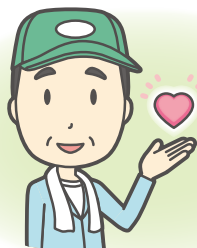
■遊休農地等再生対策支援事業(県単)

市町村が策定した遊休農地等再生計画に基づいて、遊休農地を再生する取組を支援します。

・再生経費等の支援

(補助率:定率1/2以内(上限100万円未満))

その他に、基盤整備と一体的に遊休農地の解消を図る国や市町村の補助事業もあります。



○農商工連携、6次産業化を支援する事業

農業者と商工業者の連携(農商工連携)や、生産から加工販売までの一貫した取り組み(6次産業化)を支援します。

【補助金】

- ・ふくしま産業応援ファンド事業((公財)福島県産業振興センター)
- ・地域産業6次化ステップアップ強化事業(福島県農産物流通課)

【融資】

- ・農業改良資金(日本政策金融公庫)

○園芸品目の導入を支援する事業

■産地生産力強化総合対策事業

新規園芸品目の導入支援、省力化のための機械導入支援、高品質安定生産を行うための施設及び装置の導入を支援します。

■風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

果樹、野菜において作付実証や加工品試作、求評会等の開催、各種分析に係る経費やパイプハウス等の資材購入及び機械のリース導入、県有成品種の導入に係る経費を支援します。

○被災地域農業復興総合支援事業(福島再生加速化交付金)

■原子力災害により被災した地域において、意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図るため、被災農業者等(農業参入企業も対象)への貸与を目的に市町村が行う農業用施設の整備や農業用機械の導入を総合的に支援します。

- ・補助対象額の3/4以内を市町村へ助成します。

○福島県高付加価値産地展開支援事業

■原子力被災12市町村の営農再開を加速させるため、農産物生産と流通・加工等が一体となった高付加価値産地の創出に必要な取組を支援します。

①整備事業

高付加価値産地の拠点となる施設の整備

②推進事業

高付加価値産地に必要な農業用機械(リース)や生産資材の導入等

- ・補助率 国3/4以内 県9/40、又は定額

○福島復興再生特別措置法及び東日本大震災復興特別区域法に係る課税の特例

■福島復興再生特別措置法及び東日本大震災復興特別区域法に基づき、対象となる事業者は次の課税の特例を受けることができます。

なお、事業を行う地域等により控除割合等が異なります。

- ・避難対象雇用者(被災雇用者)を雇用した場合、給与支給額の一定の割合を税額控除
- ・機械・装置、建物等の投資に係る特別償却または税額控除
- ・復興推進計画(ふくしま産業復興投資促進特区)の復興産業集積区域内で新規立地新設企業の法人税を最大5年間免除

【※上記よりいずれか1つを選択】

- ・地方税の課税免除または不均一課税による措置

お問い合わせ先

福島県庁農林水産部農業担い手課

電話 024-521-7340

■電子メール

nougyouninaite@pref.fukushima.lg.jp

■ホームページアドレス

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021c/

お気軽に

お問い合わせください!



ふくしま企業農業参入

検索



■県北農林事務所 農業振興普及部

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(福島県庁北庁舎5階)
電話 024-521-2604

■県北農林事務所 伊達農業普及所

〒960-0634 伊達市保原町大泉字大地内124番地
電話 024-575-3181

■県北農林事務所 安達農業普及所

〒964-0915 二本松市金色424番地の1
電話 0243-22-1127

■県中農林事務所 農業振興普及部

〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号
電話 024-935-1307

■県中農林事務所 田村農業普及所

〒963-7704 田村郡三春町大字熊耳字下荒井176番地の5
電話 0247-62-3113

■県中農林事務所 須賀川農業普及所

〒962-0823 須賀川市花岡34番地
電話 0248-75-2180

■県南農林事務所 農業振興普及部

〒961-0971 白河市昭和町269番地
電話 0248-23-1556

■会津農林事務所 農業振興普及部

〒965-8501 会津若松市追手町7-5
電話 0242-29-5303

■会津農林事務所 喜多方農業普及所

〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3
電話 0241-24-5745

■会津農林事務所 会津坂下農業普及所

〒969-6506 河沼郡会津坂下町大字見明字南原881番地
電話 0242-83-2113

■南会津農林事務所 農業振興普及部

〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1
電話0241-62-52623

■相双農林事務所 農業振興普及部

〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地
電話0244-26-1148

■相双農林事務所 双葉農業普及所

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜481番地
電話0240-23-6474

■いわき農林事務所 農業振興普及部

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地
電話0246-24-6154

■東京事務所

〒102-0093 千代田区平河町二丁目6番3号
(都道府県会館12階)
電話03-5212-9050

■大阪事務所

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3番1-900号
(大阪駅前第1ビル9階)
電話06-6343-1721

■北海道事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番1号
(北海道経済センター5階)
電話011-241-8717

■名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目16番36号
(久屋中日ビル5階)

浜通り地域への参入をお考えの企業様には
(公財)福島イノベーション・コースト構想推進
機構が連携して対応いたします!

■公益財団法人

福島イノベーション・コースト構想推進機構

〒960-8043

福島市中町1番6号 中町ビル6階

電話024-581-7044

